

# 農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

## 問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235  
七城支所 ☎0968(25)1080  
旭志支所 ☎0968(25)3334  
泗水支所 ☎0968(25)2155



## 農業者年金で 生涯所得の確保を

### 農業者年金とは

農業者のための年金制度です。60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であった、年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。

### 税制の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます（65歳以上の人は公的年金などの合計額が120万円までの場合は、全額非課税です）。

### 農業者年金は安全性を重視して運用しています

農業者年金は、積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

### 保険料はいつでも見直せます

保険料を自由に決められ（月額2万から6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも

見直せます。

### 農業者年金は終身年金です

原則65歳以上から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、遺族に死亡一時金として支給します。

### 一定の要件を満たす人は 保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告している人やその人と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たす場合には、保険料の国庫補助があります。国庫補助額に見合う年金は、農地などの経営継承をすれば原則65歳から特別付加年金として受給できます。経営継承の時期には年齢制限はありません。

## 農業者年金現況届 提出のお願い

現況届は、年金受給権者が年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものです。

独立行政法人農業者年金基金より送付される現況届用紙に必要事項を記入・署名のうえ、市農業委員会に提出

してください。

期限内に提出がなかった場合、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止めされる場合があります。ご注意ください。

詳しくは、市農業委員会へお問い合わせください。

### 農業者年金現況届提出期限

6月30日(火)

## 農業委員および農地利用 最適化推進委員の改選

市農業委員会を構成する農業委員（定数19人）および農地利用最適化推進委員（定数30人）は、令和3年3月21日に任期満了を迎えます。

市農業委員会では、8月から関係団体に対して候補者の推薦を求めるとともに、農業委員を募集します。

詳しい内容は、後日、広報きくち、市ホームページなどでお知らせします。

